

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が土曜日
の翌日)

◇ 告 示 目 次
保険医療機関等の指定
解除予定の保安林にする旨の通知 (二件)
解除予定の保安林
保安林の指定の解除
土地収用法による事業の認定
開発行為に関する工事の完了 (二件)

◇ 選 管 告 示
鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の三分
の一の数

◇ 公 告
歯科衛生士試験の実施
歯科技工士試験の実施

告 示

鳥取県告示百七十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に
基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医

療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政
令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十八年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
足立眼科医院	鳥取市今町二丁目 二〇九	昭和四十八年二月十六日
都 田 医 院	米子市紺屋町 一三六の三	二十二日
小徳歯科 境 診 療 所	境港市日ノ出町二〇	十五日
荻 野 葉 局	鳥取市川端一丁目 二〇六	"
フェライト米里診療所	" 久末七〇の二	"

鳥取県告示百七十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法
(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字大父字美濃海九九七の一(次の図に示す部分に限
る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市沢谷字上瀧三八六、杉野字高砂山二七一の一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律

第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二三〇(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十八年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字妻波字東浜一九一九(次の図に示す部分に限る。)

二(一) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三(一) 解除の理由

農道敷地とするため

二(一) 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字弓原字西浜八〇〇の一、字中外浜七六八、七七六、
大字下神字中灘山一一八七

(二) 保安林として指定された目的

風害の防備

(三) 解除の理由

農道敷地及び農地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び大栄町役
場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十條の規定に基づ
き、事業の認定をしたので、同法第二十六條第一項の規定により、次のと
り告示する。

昭和四十八年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

気高町

二 事業の種類

気高町立中央公民館及び運動場建設工事

三 起業地

1 収用の部分

気高町大字浜村字向田地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六條の二の規定による図面の縦覧場所

気高町役場

鳥取県告示第七十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年
法律第百号)第三十六條第三項の規定により告示する。

昭和四十八年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十七年九月六日 鳥取県指令受都計第三百九十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町大字奥谷字下分上

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町六五九

日興土地観光有限公司

代表取締役 墨土惣市

鳥取県告示第八十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年
法律第百号)第三十六條第三項の規定により告示する。

昭和四十八年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十七年九月二日 鳥取県指令受都計第三百十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市桜谷字南大道

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市松並町二丁目一三七

日本海不動産株式会社

取締役社長 進木 進

鳥取市扇町三二

扶桑興業株式会社

取締役社長 土田光年

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

昭和四十七年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年三月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、五〇六人

公 告

歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第11条の規定による歯科衛生士試験を、次のとおり実施する。

昭和48年3月9日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 実施期日

学説試験 昭和48年4月6日 午前9時から

実地試験 昭和48年4月7日 午前12時から

2 実施場所

鳥取市戎町325番地 鳥取県立歯科衛生士学院

3 受験願書の提出期限

昭和48年3月19日まで

歯科技工法（昭和30年法律第168号）第12条第1項の規定による鳥取県歯科技工士試験を、次のとおり実施する。

昭和48年3月9日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 実施期日

実地試験 昭和48年4月1日 午前9時から

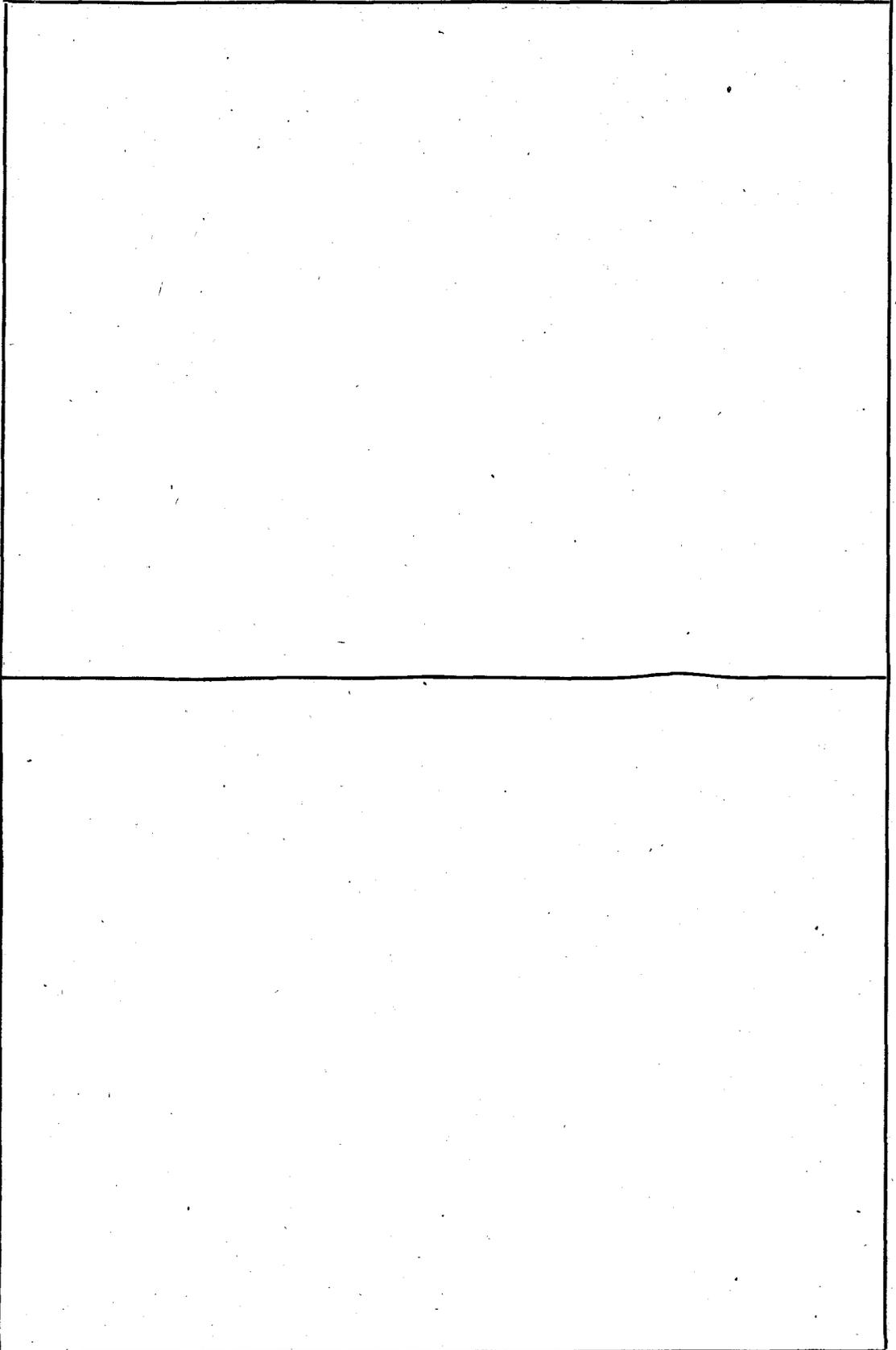
学説試験 昭和48年4月2日 午前9時から

2 実施場所

鳥取市富安2丁目84番地 鳥取高等歯科技工士学院

3 受験願書の提出期限

昭和48年3月19日まで



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方および新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月300円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を 部購

読したいので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、
及び代表者名、
団体名)

鳥取県知事 石破二郎 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

